

学校法人須賀学園寄附行為

第一章 総 則

(名 称)

第一条 この法人は、学校法人須賀学園と称する。

(事務所の所在地)

第二条 この法人は、事務所を栃木県宇都宮市睦町一番三十五号に置く。

第二章 目的及び設置する学校

(目 的)

第三条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、私立学校を設立することを目的とする。

(設置する学校)

第四条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、左に掲げる学校を設置する。

一 宇都宮共和大学

シテイライフ学部 シテイライフ学科

二 宇都宮短期大学

音楽科

人間福祉学科

三 宇都宮短期大学附属高等学校

全日制課程

普通科

生活教養科

情報商業科

音楽科

調理科

四 宇都宮短期大学附属中学校

第三章 役員及び理事会

(役員)

第五条 この法人には、左の役員を置く。

一 理事 七人以上十三人以内

二 監事 二人以上 三人以内

2 理事のうち一人を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第六条 理事は、左の各号に掲げる者とする。

一 学長及び校長

一人以上三人以内

二 評議員のうちから、評議員会において選任した者

二人以上四人以内

三 学識経験者のうちから、理事会において選任した者、但し、須賀学園創立者須賀エイの慣習による家を継ぐ者又はその親族一人を含むものとする。

四人以上六人以内

2 前項第一号及び第二号に規定する理事は、学長、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第七条 監事は、この法人の理事、職員（学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）又は評議員以外の者であつて理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

(役員任期)

第八条 役員（第六条第一項第一号及び第二号に規定する理事を除く。この条中以下同じ。）の任期は四年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(役員の補充)

第九条 理事又は監事のうち、その定員の五分の一をこえるものが欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第十条 役員が左の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の四分の三以上が出席した理事会において、理事総数の

四分の三以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

一 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき

二 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

三 職務上の義務に著しく違反したとき

四 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 役員は次の事由によって退任する。

一 任期の満了

二 辞任

三 学校教育法第九条各号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(理事長の職務)

第十一条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

第十二条 理事長たる理事以外の理事は、すべてこの学校法人の業務について、この学校法人を代表しない。

(理事長の職務の代理又は代行)

第十三条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が、順次に理事長の職務を行う。

(監事の職務)

第十四条 監事は、左の各号に掲げる職務を行う。

- 一 この法人の業務を監査すること
- 二 この法人の財産の状況を監査すること
- 三 この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること
- 四 第一号又は第二号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告する

こと

五 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること

六 この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること

(理事会)

第十五条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長は、理事総数の三分の二以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあつた日から七日以内に、これを招集しなければならない。

5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の七日前までに発しなければならない。但し、緊急を要する場合はこの限りでない。

7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

8 理事長が第四項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

この場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

9 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。但し、第十二項の規定による除外のため過半数に達しないときは、この限りではない。

10 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

11 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

12 理事会の決議について、直接の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第十六条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第十七条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事二人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

第四章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第十八条 この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は十六人以上二十七人以内の評議員をもって組織する。

3 評議員会は、理事長が招集する。

4 理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から二十日以内に、これを招集しなければならない。

5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の七日前までに発しなければならない。但し、緊急を要する場合は、この限りではない。

7 評議員会に議長を置き、理事長をもって充てる。

8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。

9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

10 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

11 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

(議事録)

第十九条 第十七条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第二項中「理事」とあるのは、

「評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第二十条 左の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

一 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分

二 事業計画

三 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

四 寄附行為の変更

五 合併

六 目的たる事業の成功の不能による解散

七 寄附金品の募集に関する事項

八 その他この法人の業務に関する重要事項で、理事長において必要と認められた事項

(評議員会の意見具申等)

第二十一条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第二十二条 評議員は、左の各号に掲げる者とする。

一 この法人の理事長

二 この法人の職員のうちから、理事会において選任された者

三人以上五人以内

三 この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢二十五年以上の者のうちから、理事会において選任された者

二人以上五人以内

四 この法人に関係ある有識者で、理事会において選任された者

十人以上十六人以内

2 前項第二号に規定する評議員は、この法人の職員の職を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(任期)

第二十三条 評議員の任期は四年とする。但し、欠員が生じた場合の補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

3 評議員は、その任期満了の後でも、後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(評議員の解任及び退任)

第二十四条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の三分の二以上の議決により、これを解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - 二 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- 2 評議員は次の事由によって退任する。
- 一 任期の満了
 - 二 辞任

第五章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第二十五条 理事長は、この法人の重要な業務その他について意見を求めるため、顧問及び参与若干名を委嘱することができる。

第六章 資産及び会計

(資産)

第二十六条 この法人の資産は、財産目録記載の通りとする。

(資産の区分)

第二十七条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第二十八条 基本財産は、これを処分してはならない。但し、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第二十九条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀

行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第三十条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第三十一条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算及び事業計画)

第三十二条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第三十三条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第三十四条 この法人の決算は、毎会計年度終了後二月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後二月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第三十五条 この法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類及び第十四条第三号の監査報告書を各事務所に備えて置き、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第三十六条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後二月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第三十七条 この法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。

第七章 解散及び合併

(解散)

第三十八条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

一 理事会における理事総数の三分の二以上の議決及び評議員会の議決

二 この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の三分の二以上の議決

三 合併

四 破産

五 文部科学大臣の解散命令

2 前項第一号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第二号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第三十九条 この法人が解散した場合（合併または破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の三分の二以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益法人に帰属する。

(合併)

第四十条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第八章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第四十一条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第九章 補 則

(書類及び帳簿の備付)

第四十二条 この法人は、第三十五条第二項の書類のほか、左の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- 一 寄附行為
- 二 役員及び評議員の名簿及び履歴書
- 三 収入及び支出に関する帳簿及び証ひよう書類

四 その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第四十三条 この法人の公告は、須賀学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第四十四条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

1 この法人の設立当初の役員は、左の通りとする。

一 理事 須賀 友正 須賀 淳 坪山 徳彌

田野芳三郎 田中庄一郎 荒井清一郎

二 監事 長沢末次郎 末永 栄

2 この寄附行為は、昭和二十六年四月一日から実施する。

附 則 (昭和三十八年三月九日改正)

この改正は、昭和三十八年四月一日から実施する。

附 則（昭和四十二年一月二十三日改正）

この改正は、昭和四十二年四月一日から実施する。

附 則（昭和四十三年九月三十日改正）

この改正は、昭和四十三年九月一日から実施する。

附 則（昭和五十七年十二月二日改正）

この改正は、昭和五十七年十二月二日から実施する。

附 則（平成元年一月十一日改正）

平成元年一月十一日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平成三年六月十日改正）

この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成三年六月十日）から施行する。

附 則（平成十年十二月二十二日改正）

この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成十年十二月二十二日）から施行する。

附 則（平成十二年十二月二十一日改正）

この寄附行為は、文部大臣認可の日（平成十二年十二月二十一日）から施行する。

附 則（平成十七年十二月二十六日改正）

この寄附行為は、文部科学大臣認可の日（平成十七年十二月二十六日）から施行する。

附 則（平成十八年四月一日）

この寄附行為は、平成十八年四月一日から施行する。

新旧の比較対照表

新	旧
<p>(設置する学校)</p> <p>第四条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、左に掲げる学校を設置する。</p> <p>一 宇都宮共和大学 シティライフ学部 シティライフ学科 子ども生活学部 子ども生活学科</p> <p>二 宇都宮短期大学 音楽科 人間福祉学科</p> <p>三 宇都宮短期大学附属高等学校 全日制課程 普通科 生活教養科 情報商業科 音楽科 調理科</p> <p>四 宇都宮短期大学附属中学校</p> <p><u>附則</u> この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成 年 月 日）から施行する。</p>	<p>(設置する学校)</p> <p>第四条 この法人は、前条に規定する目的を達成するため、左に掲げる学校を設置する。</p> <p>一 宇都宮共和大学 シティライフ学部 シティライフ学科 (新設)</p> <p>二 宇都宮短期大学 音楽科 人間福祉学科</p> <p>三 宇都宮短期大学附属高等学校 全日制課程 普通科 生活教養科 情報商業科 音楽科 調理科</p> <p>四 宇都宮短期大学附属中学校 (新設)</p>

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類									
区	年 度		平成21年度	開設年度の前年度	開設年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合 計
	分		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
設置経費	校 地 (うち造成費)		0	0	0	0	0	0	0
	施 設	基 準 内	332,325	331,801	0	0	0	0	664,126
		基 準 外	0	0	0	0	0	0	0
	設 備	図 書	0	5,934	0	0	0	0	5,934
		教 具 校 具 備 品	0	170,296	0	0	0	0	170,296
	小 計		332,325	508,031	0	0	0	0	840,356
新設校の開設年度の経常経費									
合 計			332,325	508,031	0	0	0	0	840,356

既設校からの 転共用	施 設	基 準 内	1,037,632 千円
		基 準 外	227,165 千円
	設 備	図 書	6,240 千円
		教具・校具・備品	46,321 千円

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類

区 分	財 源 充 当 額	財 源 の 調 達 方 法
現金預金	840,356千円	平成21年度までに学納金等帰属収入から積み立てた現金預金から平成21年度に332,325千円(須賀学園長坂キャンパス5号館増築工事費)を支出し、その残12,463,102千円のうち、508,031千円を財源に充当する。
合 計	840,356千円	

財 産 目 録 総 括 表

年度 科 目	20 年 度 末 (開設年度の前々年度)	21 年 度 末 (開設年度の前々年度)	申 請 時 (22年3月31日)
一 基本財産	20,220,800 千円	20,546,870 千円	20,546,870 千円
二 運用財産	25,006,001 千円	25,124,214 千円	25,124,214 千円
三 負債額	600,110 千円	567,485 千円	567,485 千円
1 固定負債	72,313 千円	71,812 千円	71,812 千円
2 流動負債	527,796 千円	495,673 千円	495,673 千円
四 基本財産+運用財産	45,226,802 千円	45,671,084 千円	45,671,084 千円
五 純資産(四-三)	44,626,692 千円	45,103,599 千円	45,103,599 千円

貸借対照表

平成22年 3月31日

学校法人 須賀学園

(単位 円)

資産の部				
科	目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産		33,172,191,888	33,654,440,624	△ 482,248,736
有形固定資産		20,546,869,511	20,220,800,504	326,069,007
その他の固定資産		12,625,322,377	13,433,640,120	△ 808,317,743
流動資産		12,498,891,538	11,572,361,255	926,530,283
資産の部合計		45,671,083,426	45,226,801,879	444,281,547
負債の部				
科	目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債		71,812,584	72,313,200	△ 500,616
流動負債		495,672,525	527,796,557	△ 32,124,032
負債の部合計		567,485,109	600,109,757	△ 32,624,648
基本金の部				
科	目	本年度末	前年度末	増 減
第 1 号 基本金		26,703,366,411	25,988,630,545	714,735,866
第 2 号 基本金		6,358,704,557	6,658,949,557	△ 300,245,000
第 4 号 基本金		200,000,000	200,000,000	0
基本金の部合計		33,262,070,968	32,847,580,102	414,490,866
消費収支差額の部				
科	目	本年度末	前年度末	増 減
翌年度繰越消費収入超過額		11,841,527,349	11,779,112,020	62,415,329
消費収支差額の部合計		11,841,527,349	11,779,112,020	62,415,329
科	目	本年度末	前年度末	増 減
負債の部、基本金の部及び消費収支差額の部合計		45,671,083,426	45,226,801,879	444,281,547

事業計画

○施設または設備の整備計画

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
平成22年度	宇都宮短期大学増築(5号館)基本計画	栃木県宇都宮市下荒針町長坂3829	平成21年4月～平成21年5月	宇都宮共和大学及び宇都宮短期大学共用
	須賀学園長坂キャンパス(5号館)設計及び工事管理業務	鉄筋コンクリート造地上4階地下1階 栃木県宇都宮市下荒針町長坂3829 延べ面積3,683㎡	平成21年11月～平成23年2月	宇都宮共和大学及び宇都宮短期大学共用
	須賀学園長坂キャンパス5号館増築工事	鉄筋コンクリート造地上4階地下1階 栃木県宇都宮市下荒針町長坂3829 延べ床面積3,766.12㎡	平成21年11月～平成23年2月	宇都宮共和大学及び宇都宮短期大学共用
	須賀学園長坂キャンパス5号館LAN工事	栃木県宇都宮市下荒針町長坂3829	平成22年10月～平成22年12月	宇都宮共和大学及び宇都宮短期大学共用
	長坂キャンパスネットワーク配線工事	栃木県宇都宮市下荒針町長坂3829	平成22年10月～平成22年12月	宇都宮共和大学及び宇都宮短期大学共用
	須賀学園長坂キャンパス3号館4F図書館改修工事	栃木県宇都宮市下荒針町長坂3829	平成22年10月～平成22年12月	宇都宮共和大学及び宇都宮短期大学共用
	新設用図書(和書) 800冊 新設用図書(洋書) 200冊 新設用AV資料 42点	図書(和書) 800冊 図書(洋書) 200冊 AV資料 42点	平成22年12月	宇都宮共和大学子ども生活学部専用
	宇都宮共和大学子ども生活学部	視聴覚 10点	平成22年12月	宇都宮共和大学子ども生活学部専用
	須賀学園長坂キャンパス5号館校具設置工事	栃木県宇都宮市下荒針町長坂3829	平成22年12月	宇都宮共和大学子ども生活学部専用

事業計画

年度	事項	事業規模等	実施時期	備考
平成22年度	須賀学園長坂キャンパス5号館 情報機器設置工事	栃木県宇都宮市下荒針町長坂3829	平成22年12月	宇都宮共和大学 子ども生活学部専用
	長坂キャンパスPC・サーバ・システム新規構築	栃木県宇都宮市下荒針町長坂3829	平成22年12月	宇都宮共和大学 子ども生活学部専用
	長坂キャンパスIP電話・ネットワーク機器導入	栃木県宇都宮市下荒針町長坂3829	平成22年12月	宇都宮共和大学 子ども生活学部専用
	長坂キャンパスIP電話・ネットワーク機器設置設定	栃木県宇都宮市下荒針町長坂3829	平成22年12月	宇都宮共和大学 子ども生活学部専用
	宇都宮共和大学子ども生活学部	機械・器具 307点 標本 42点 校具 578点 備品 555点	平成22年12月	宇都宮共和大学 子ども生活学部専用
平成23年度	該当なし			
平成24年度	該当なし			
平成25年度	該当なし			
平成26年度	該当なし			

資金収支予算決算総括表

(収入の部)

(単位 千円)

科 目	年 度	開 設 年 度	24 年 度	25 年 度	完 成 年 度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
学生生徒納付金収入		129,000	238,000	347,000	456,000
手数料収入		5,130	5,180	5,250	5,270
寄付金収入		0	0	0	0
補助金収入		80	80	80	80
資産運用収入		5,000	5,000	5,000	5,000
資産売却収入		0	0	0	0
事業収入		50	50	50	50
雑収入		100	100	100	100
借入金収入		0	0	0	0
前受金収入		74,500	74,500	74,500	74,500
その他収入		15,500	31,000	31,000	31,000
資金収入調整勘定		△ 74,500	△ 74,500	△ 74,500	△ 74,500
前年度繰越支払資金		0	△ 71,460	△ 105,450	△ 71,100
収入の部合計		154,860	207,950	283,030	426,400

(支出の部)

(単位 千円)

科 目	年 度	開 設 年 度	24 年 度	25 年 度	完 成 年 度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
人件費支出		129,900	170,800	184,800	204,700
教育研究経費支出		33,220	47,400	64,930	85,850
管理経費支出		40,700	50,200	59,400	71,000
借入金等利息支出		0	0	0	0
借入金等返済支出		0	0	0	0
施設関係支出		0	1,000	1,000	1,000
設備関係支出		0	6,000	6,000	6,000
資産運用支出		0	0	0	0
その他の支出		12,500	28,000	28,000	28,000
[予備費]		10,000	10,000	10,000	10,000
資金支出調整勘定		0	0	0	0
次年度繰越支払資金		△ 71,460	△ 105,450	△ 71,100	19,850
支出の部合計		154,860	207,950	283,030	426,400

消費収支予算決算総括表

(収入の部)

(単位 千円)

科 目	年 度	開 設 年 度	24 年 度	25 年 度	完 成 年 度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
学生生徒納付金		129,000	238,000	347,000	456,000
手数料		5,130	5,180	5,250	5,270
寄付金		0	0	0	0
補助金		80	80	80	80
資産運用収入		5,000	5,000	5,000	5,000
資産売却差額		0	0	0	0
事業収入		50	50	50	50
雑収入		100	100	100	100
帰属収入合計		139,360	248,410	357,480	466,500
基本金組入額		0	△ 5,000	△ 5,000	△ 5,000
消費収入の部合計		139,360	243,410	352,480	461,500

(支出の部)

(単位 千円)

科 目	年 度	開 設 年 度	24 年 度	25 年 度	完 成 年 度
		新設校分	新設校分	新設校分	新設校分
人件費		129,900	170,800	184,800	204,700
教育研究経費		51,220	82,400	99,930	120,850
管理経費		40,900	50,400	59,600	71,200
借入金等利息		0	0	0	0
資産処分差額		0	0	0	0
徴収不能引当金繰入額		0	0	0	0
[予備費]		0	0	0	0
消費支出の部合計		222,020	303,600	344,330	396,750
収支の差額		△ 82,660	△ 60,190	8,150	64,750